

# H20.9.1 専門医制度委員会・理事会 放射線科専門医総合修練機関認定基準 (X IX)

平成21年4月20日施行

## 第1章 総則

第1条 本基準は、日本医学放射線学会（以下「学会」）認定、放射線科専門医制度規定（以下「専門医制度規定」）ならびに放射線診断専門医制度規定（以下「診断専門医制度規定」）に基づき、放射線科専門医（以下「専門医」）ならびに放射線診断専門医（以下「診断専門医」）、放射線治療専門医（以下「治療専門医」）を志すものが十分な研修を受けることが可能と判断される医療機関を、放射線科専門医総合修練機関（以下「総合修練機関」）として認定するための条件について定める。

第2条 画像診断・IVR・核医学部門、放射線治療部門のすべての基準を満たした施設を総合修練機関とする。総合修練機関においては部門ごとの分離認定を認めない。

## 第2章 研修指導者

第3条 総合修練機関は研修指導者として、指導管理責任者、副指導管理責任者、複数名の研修指導医を任命する。指導管理責任者、副指導管理責任者は、研修指導医を兼務することができる。

- 2 研修指導医として、画像診断・IVR・核医学、放射線治療業務に、それぞれ専従しており、担当分野での十分な識見及び業績を有する診断専門医または治療専門医であること。

## 第3章 施設基準

### 病院組織基準

第4条 200床以上の病床を有する総合病院、又は高度の放射線診療を行っている病院であること。分院等、2施設以上の医療機関が協力して放射線診療を行っている場合には、その中の1つ（基幹病院）が200床以上の総合病院であればよいが、基幹病院での研修を必須とする。

第5条 放射線科が診療科として独立しており、画像診断・IVR・核医学、放射線治療の2部門が確立し診断専門医が3名以上かつ治療専門医が1名以上常勤していること。

第6条 病理部門があり、責任者がいること。

### 放射線部門基準

第7条 画像診断・IVR・核医学部門は以下の要件を満たすものとする。

- 1) デジタル化された一般撮影装置（胸部、骨など）、X線TV装置がある。
- 2) 多列式CT撮影装置がある。
- 3) 1.5T以上の磁場強度を持つMRI撮影装置がある。

- 4) 血管撮影装置がある。
- 5) 乳房撮影装置がある。
- 6) ガンマカメラ SPECT 機能、キュリーメータがある。
- 7) PET があるか、PET の研修ができる施設と協力体制にある。
- 8) 画像診断用 PACS システムがある。

第8条 放射線治療部門は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高エネルギー放射線治療装置（コバルト遠隔治療装置は除く）がある。
- 2) CTシミュレータ、またはX線シミュレータがある。
- 3) 線量分布作成専用治療計画装置がある。
- 4) 密封小線源治療が可能か、同治療の研修ができる施設と協力体制にある。
- 5) 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計校正を1回/2年以上受けている。
- 6) リファレンス線量計による治療装置精度管理を、1回/月以上行なっている。
- 7) 医学物理学の教育ができる放射線物理学者（医学物理士）の協力が得られる。

注：医学物理士数が充足するまでは努力目標とする。

- 8) 放射線品質管理機構の定める放射線治療担当の放射線品質管理士が常勤している。

注：放射線品質管理士数が充足するまでは努力目標とする。

## 診療内容基準

第9条 画像診断・IVR部門・核医学部門は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 放射線科医による画像診断レポートの総数が10,000件/年以上で、その内容が著しく偏っていない。
- 2) 放射線科医によるIVR件数（冠動脈を除く）が100件/年以上で、その内容が著しく偏っていない。
- 3) IVRはvascular、nonvascularの両者を含む。診断的血管造影は含まない。
- 4) 放射線科医による核医学検査総数が1,000件/年以上で、その内容が著しく偏っていない。

第10条 放射線治療部門は、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 外部照射の治療患者数（新規症例）が200例/年以上で、その内容が著しく偏っていない。

## 患者情報の管理

第11条 放射線診療患者のレポート管理および放射線治療患者の病歴管理がデータベース化されていること。

## 第4章 修練内容

第12条 認定を受けようとする機関に於ける修練内容は「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づく専門医研修カリキュラム、診断専門医研修カリキュラム、治療専門医カリキュラム

に沿った研修が可能であることとし、総合修練機関単独あるいは総合修練機関と修練機関群間での研修カリキュラムの作成を必須とする。

## 第5章 認定・取り消し

第13条 放射線科専門医総合修練機関として認定を受けようとする施設の責任者は、次の各号に掲げる書類に審査料 10,000 円を添えて理事長に提出する。

- (1) 総合修練機関認定申請書
  - (2) 指導管理責任者、副指導管理責任者、研修指導医、医学物理士等一覧
  - (3) 病院組織、放射線部門、診療内容に関する報告書
  - (4) 専門医研修カリキュラム
  - (5) 診断専門医研修カリキュラム
  - (6) 治療専門医研修カリキュラム
  - (7) 直近3年間の専門医・診断専門医教育実績
- 2 部分的に他科等での研修が必要な場合には、研修内容、診療科名、指導者名を記載する。
  - 3 更新審査は3年ごとに行なう。理事長は3箇月以前に、申請受付期間を学会ホームページならびに学会誌上に告示する。
  - 4 申請書の形式は専門医制度委員会が作成する。
  - 5 機関認定審査は地区専門医制度小委員会が一次審査を、専門医制度委員会が二次審査を行い、その結果を理事長へ報告する。
  - 6 修練機関は、申請書類に記載した事項に著しい異同を生じた場合には直ちに届出なければならない。
  - 7 修練機関の整備状態及び研修内容の実施調査の結果、不相当と認められる場合には理事長はその機関の認定を取り消すことができる。

第14条 この基準は、理事会の決定により改正することができる。

第15条 放射線治療部門に関する事項については、専門医制度委員会は、放射線治療専門医制度委員会の決定を尊重する。

## 附 則

1) この改正規定は、平成21年4月20日から施行する。

### 2) 新基準に基づく認定

- (1) 旧修練機関認定基準により認定された修練機関で、新認定基準を満たしており、総合修練機関としての継続を希望する施設は、平成20年度中に、別に定める書類を理事長へ申請する。
- (2) 更新審査は、申請に基づき、地区専門医制度委員会ならびに専門医制度委員会が行ない、結果を理事長へ報告する。
- (3) 専門医制度委員会の答申を受け、理事長は「総合修練機関」として認定する。